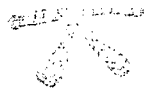


専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



## 専 決 処 分 書

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

526,611円

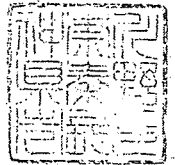
2 賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

令和3年7月13日

秦野市長 高橋 昌和



### 事故の概要

(1) 発生日時

令和2年12月21日午前8時40分頃

(2) 発生場所

秦野市千村五丁目150番2

(3) 事故の状況

[Redacted]さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道千村五丁目2号線を走行中、経年劣化で変形したマンホールの蓋が車輪により押し下げられ、その段差を通過したことにより、頸部及び腰椎を負傷するとともに、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵

(5) 本市の責任割合

100パーセント